

見直すべき基準事項

1 浴槽水の換水頻度

旅館業法施行条例

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
1 資料 p139	第4条 【浴槽の換水清掃】 第1項第8号ロ 浴槽は、一日一回以上換水し、清掃すること。	国衛生等管理要領 Ⅲ-4 浴槽の項 毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合にあっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃	源泉供給量の問題等で毎日換水が行い難い場合等における衛生措置について検討し、見直す必要がある。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

項目 No	公衆浴場法条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
2 資料 p171	第3条 【衛生及び風紀に必要な措置等の基準】 第1項第8号 浴槽水は、一日一回以上換水すること。	国衛生等管理要領 Ⅲ-第1-1(1) 浴槽の項 毎日完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これにより難しい場合にあっても、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃	源泉供給量の問題等で毎日換水が行い難い場合等における衛生措置について検討し、見直す必要がある。

※これにより難しい場合の想定：連日使用型循環浴槽、温泉利用施設 等

2 浴槽水消毒方法

旅館業法施行条例

項目 No	旅館業法施行条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
3 資料 p140	第4条 【浴槽水の消毒】 第1項第8号ホ(4) 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇・四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。	国衛生等管理要領 Ⅲ-4-(7) 浴室の管理の項 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。 ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行う場合には、この限りではない。	塩素系薬剤による消毒が適当でない水質があることも踏まえ、見直す必要がある。

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例

項目 No	公衆浴場法条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
4 資料 p171	<p>第3条</p> <p>【衛生及び風紀に必要な措置等の基準】</p> <p>第1項第8号の3</p> <p>ろ過器等を使用して浴槽水を循環させるときは、次の措置を講じること。</p> <p>(イからハまで 略)</p> <p>ニ 浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が一リットルにつき〇．四ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合には、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒とを併用し、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。</p>	<p>国衛生等管理要領</p> <p>Ⅲ-第1-5(5)</p> <p>浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、通常0.2ないしは0.4mg/L程度を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0mg/Lを超えないよう努めること。また、当該測定結果は検査の日から3年間保管すること。</p> <p>ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであれば、この限りではない。</p>	<p>塩素系薬剤による消毒が適当でない水質があることも踏まえ、見直す必要がある。</p>

その他所要の改正

1 営業禁止時間規定

公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例に限る

項目 No	公衆浴場法条例	関係する法令等の状況	見直すべき方向性
5 資料 p174	<p>第3条</p> <p>【衛生及び風紀に必要な措置等の基準】</p> <p>第2項</p> <p>その他の公衆浴場の営業者が講じなければならぬ入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準は、(中略)当該各号に定めるところによる。</p> <p>第2項1号</p> <p>風俗営業等の規制及び</p>	<p>国衛生等管理要領 規定無し</p> <p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例</p> <p>第11条</p> <p>店舗型性風俗特殊営業(法第二十八条第四項に規定するものに限る。)、受付所営業及び店舗型電話異性紹介営業は、東京都内全域において、午前零時から午前六時までの時間においては、これを営んではならない。</p>	<p>風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正がなされたため、齟齬がないよう改正を行う必要がある。</p>

	<p>業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二条第六項第一号に該当する公衆浴場</p> <p>(イからヨまで 略)</p> <p>タ 午前零時から日出時までの時間において営業を行わないこと。</p>		
--	--	--	--